

設計図書等に関する質問回答書

件名:リニューアル工事仮設トイレ等借入(2023-神)	
質問提出日: 2023年2月2日	
質問回答日: 2023年2月6日	
質 問	回 答
<p>[質問1] 85条2項に該当する現場事務所として建築確認申請は不要と考えてよろしいでしょうか。 議事録があればご提示願います。</p>	<p>[回答1] ご質問のとおりとお考え下さい。</p>
<p>[質問2] 所轄消防とは協議済みと考えてよろしいでしょうか。 議事録があればご提示願います。</p>	<p>[回答2] ご質問のとおりとお考え下さい。</p>
<p>[質問3] 消防申請業務は別途と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>[質問3] 本件業務については消防申請は不要です。</p>
<p>[質問4] ポーチ床やシンク踏み台に使用される予定の杉材ですが、資材調達が困難な状況がありますので、耐水性の木材に変更してもよろしいでしょうか。</p>	<p>[質問4] 問題ありません。</p>

業 務 実 施 議 事 録

1-1/1

第1回	業務作業件名	2023神戸線リニューアル工事に伴う現場監督員事務所の仮設トイレ等の検討		
業務名	調査設計基礎資料作成業務(2022年度)のうち建築	委託先名	阪神高速技研株式会社	
出席者	神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課： 建築担当者：清水様 (078-595-6561) naoki.shimizu@office.city.kobe.lg.jp 阪神高速技研：山田	委託先印	業務責任者	業務責任者補助
日時	2022年10月28日 (13:30 ~ 13:40)	場所	電話とメールにより	
<p>◆ 現場仮設事務所設置に係る申請手続き要否の確認</p> <p>1) 資料</p> <ul style="list-style-type: none">・付近見取図と配置図 <p>2) 内容 (技研概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・阪神高速3号神戸線一部区間を通行止めし、高速道路の補修工事を実施する・仮設使用期間：19日間程度(建物存続期間：45日程度)・用途：工事現場監督をする職員用の現場仮設トイレ・仮設便所建設場所：神戸市中央区新港町16番地先・通行止工事開始時期：2023年春【5月～6月】頃・建物棟数：ユニット便所 男子便所1棟 16.28㎡ 女子便所1棟 4.18㎡ ガードマン室1棟 3.21㎡ 各棟合計延床面積 23.67㎡・仮設便所等建設場所は、神戸線通行止め道路現場の同一敷地内に設置 <p>3) 内容 (建築安全課回答)</p> <p>(神戸市) ・現場に設ける事務所等(便所も含みます)であれば、建築基準法第85条第2項「工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物」に該当し、確認申請の手続きは不要となります。</p> <p>(技研) ・承知致しました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				

業 務 実 施 議 事 録

2-1/1

第2回	業務作業件名	2023神戸線リニューアル工事に伴う現場監督員事務所の仮設トイレ等の検討		
業務名	調査設計基礎資料作成業務(2022年度)のうち建築	委託先名	阪神高速技研株式会社	
出席者	消防局中央消防署総務査察課： 星山氏 (078-241-0119) chuuou_soumusasatsu@office.city.ko	委託先印	業務責任者	業務責任者補助
	阪神高速技研：山田			
日時	2022年11月1日 (13:30 ~ 13:40)	場所	電話とメールにより	
<p>◆ 現場仮設事務所設置に係る申請手続き要否の確認</p> <p>1) 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図と配置図 <p>2) 内容 (技研概要説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神高速3号神戸線一部区間を通行止めし、高速道路の補修工事を実施する ・仮設使用期間：19日間程度(建物存続期間：45日程度) ・用途：工事現場監督をする職員用の現場仮設トイレ ・仮設便所建設場所：神戸市中央区新港町16番地先 ・通行止工事開始時期：2023年春【5月～6月】頃 ・建物棟数：ユニット便所 男子便所1棟 16.28㎡ 女子便所1棟 4.18㎡ ガードマン室1棟 3.21㎡ 各棟合計延床面積 23.67㎡ ・仮設便所等建設場所は、神戸線通行止め道路現場の同一敷地内に設置 <p>3) 内容 (総務査察課回答)</p> <p>(神戸市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレは、人が滞留して留まることがないので、下記の届出書は不要です 1-工事を施工するための現場に設ける事務所等の届出書 類する仮設建築物」に該当し、確認申請の手続きは不要となります。 (人が寝泊りなど滞留することがないので不要) 2-防火管理者選任届 (事務室等の収容人数49人以下と同等なので不要) 3-消防用設備等設計届・着工届 (ガスコンロ不使用のため不要) 4-消防用設備等(特殊設備用設備等) 設計届・着工届 (消火器不使用のため不要) 5-消防用設備等設置届(消防用設備がないため不要) 6-防火対象物使用開始届(防火対処物でないため不要) 7-消防計画作成届不要 <p>(技研)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承知致しました。 <p style="text-align: right;">以上</p>				